

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年1月6日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱いについて」の
法令改正案等に関する意見募集について ◆

平成22年1月5日付で厚生年金基金の年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱いに関する法令改正案等が公表され、この案に対して、厚生労働省が広く国民の意見（パブリックコメント）の提出を受け付けることとなりました。

（厚生労働省のホームページ『パブリックコメント』をご参照ください。）
意見等の提出は平成22年2月3日までとなっております。

[改正案の概要]

日本年金機構の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿との突き合わせ等に係る経費については、平成22年3月31日までの間、継続基準上の剰余金が計上されていない場合でも厚生労働大臣の認可を受けて年金経理から業務経理への繰入れを行うことが認められている。今般、当該繰入れを行うことのできる期間を平成24年3月31日に延長する案が示されたものです。

また、併せて次の2点についても厚生労働省から連絡を受けております。

- ・ 本件に関する通知改正についても、近日中にパブリックコメント手続きを実施する予定であること。
- ・ 財政弾力化を踏まえ、繰入れの要件の緩和を検討していること。

以上

